

4. 公園等

- [1] 出入口
- [2] 園路
- [3] 便所
- [4] 駐車場
- [5] 案内標示等
- [6] ベンチ
- [7] 附帯設備

□公園等の整備にあたっての基本方針

公園は、高齢者や障害者、さらに子どもを含むすべての人が余暇を過ごす場所として、散策、運動、自然とのふれ合いや人々の交流の場など、さまざまな利用が考えられ、その果たすべき役割は大きなものがある。

のことから、公園は高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすいよう整備を行うことが重要である。

- ・公園内には高齢者や障害者にとって利用しやすい出入口を少なくとも1箇所以上設け、これと連続した園路を確保する。
- ・ベンチ、水飲み器などの附帯設備については障害者や幼児等でも利用できるよう設計・整備を行う。
- ・案内標示は当該公園の規模、利用形態、設置場所等に工夫を行う。

4.公園等

[1]出入口

整備の基本的考え方

公園等の立地条件は様々であるが、その出入口については、車いす使用者を含むだれでもが安全で快適に利用できるよう、施設の整備を行う。

整備基準

次に定める構造の出入口を1以上設けること。

- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ロ 幅は、内法を120cm以上とすること。
- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、建築物[3]階段の項に定める構造に準じた構造とともに、次のニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。
- ニ 出入口に傾斜路を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - (イ) 幅は、内法を120cm以上とすること。
 - (ロ) こう配は、8.5%以下とすること。
 - (ハ) こう配が3%以上である場合にあっては、踏幅が150cm以上の踊場を設けて当該部が50mを超えて連続しないようにすること。
 - (二) 手すりを設けること。
 - (ホ) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (ヘ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
 - (ト) 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、注意喚起用ブロックを敷設すること。
 - (ホ) 車止めのさくを設ける場合においては、当該さくは、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。

さらに望ましい基準

○解説

※内法を120cm以上:120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※支障となる段：車いす使用者が通過する際に、2cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

※注意喚起用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。(道路[1]歩道等の項参考解説図73頁参照)

※通行に支障のない構造：標準90cmの間隔。

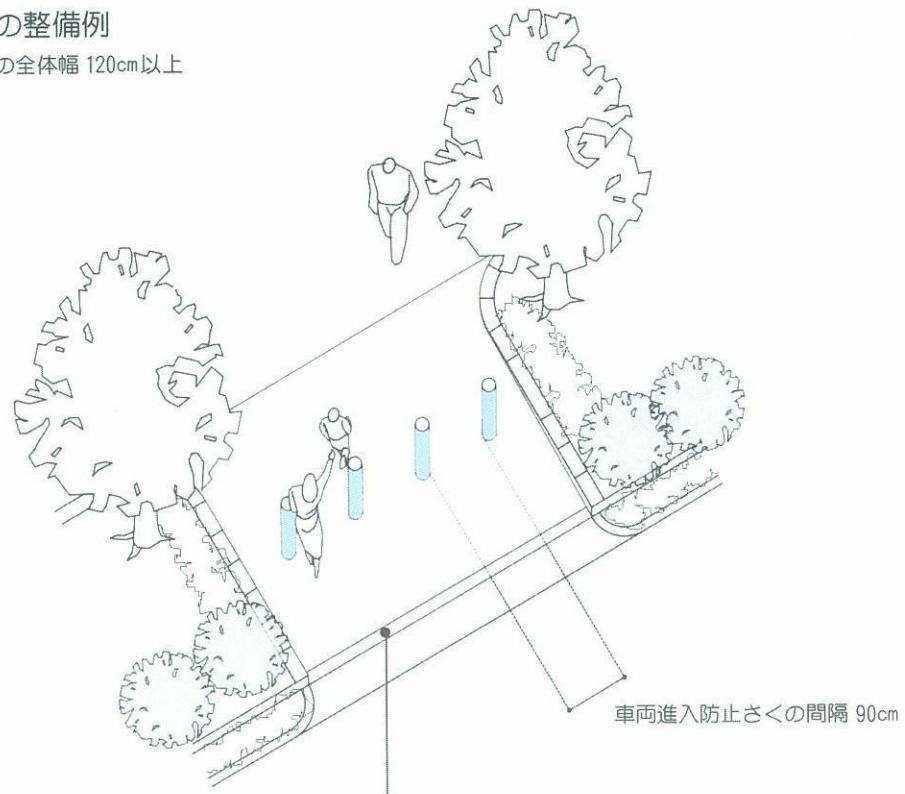
○配慮事項

- ・すべての出入口を整備基準に適合した構造とすることが望ましい。

参考解説図

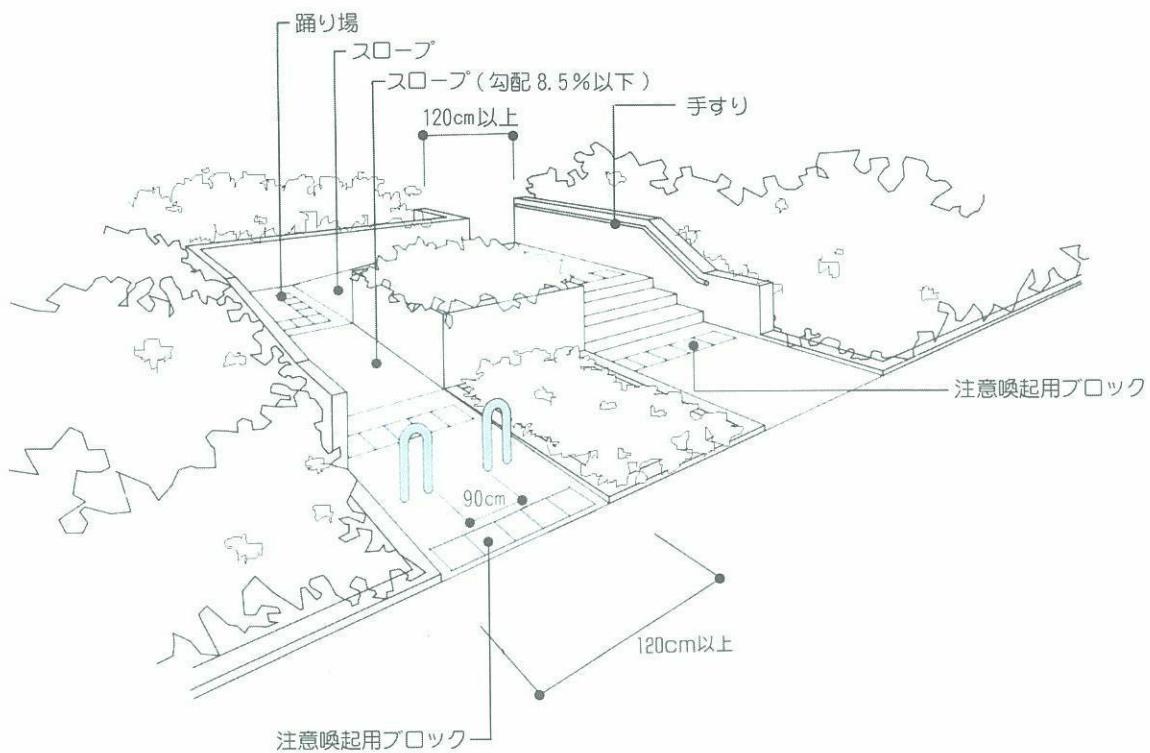
■出入口の整備例

※出入口の全体幅 120cm以上



排水溝を設置する場合は車いすの利用に
支障のない構造とする
(道路 [1]歩道等の項72頁参照)

■段差のある出入口の整備例



4. 公園等

[2] 園路

整備の基本的考え方

公園等の出入口と園内の施設や空間を結ぶ園路は、人々の円滑な移動に不可欠であり、敷地の形状に合わせて最適な方法で整備を行い、主たる園路は高齢者や障害者に配慮した構造の園路とする。

整備基準

公園等の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。

イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ平坦とすること。

ロ 幅は、120cm以上とすること。

ハ こう配は、4 % (地形の状況等によりやむを得ない場合にあっては 8.5%) 以下とすること。

ニ こう配が 3 % 以上である場合にあっては、踏幅が 150cm 以上の踊場を設けて当該部が 50m を超えて連続しないようにすること。

ホ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。

ヘ 段を設ける場合においては、建築物[3] 階段の項に定める構造に準じた構造とするとともに、[1] 出入口の項ニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。

ト 誘導用ブロックを適切に敷設すること。

さらに望ましい基準

・ 幅は 180cm 以上とすること。

○解説

※120cm以上：幅員 120cm は人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※通行に支障のない溝ぶた：車いすの車輪や杖の先が落ち込まない構造の溝ぶた。(道路[1]歩道等の項参考解説図 73 頁参照)

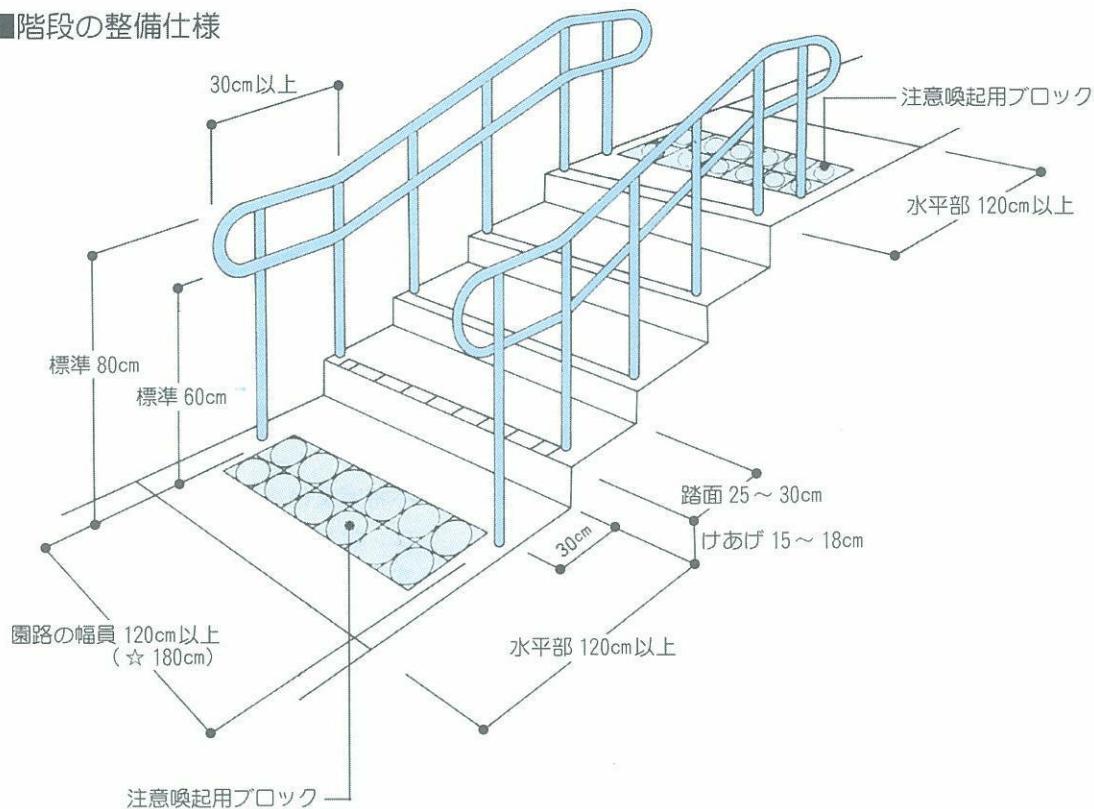
※誘導用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。(道路[1]歩道等の項参考解説図 73 頁参照)

○配慮事項

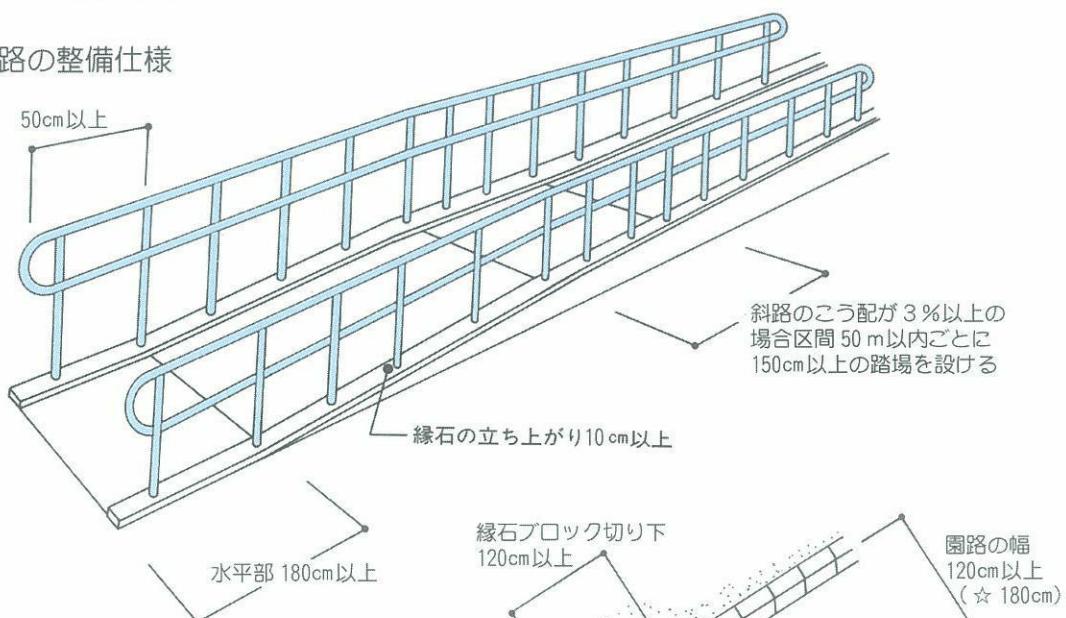
- ・ 園路の曲がり角は、車いすでも通行しやすいよう曲線や隅切りを設けること。
- ・ 園路は舗装し砂利敷きを避けること。

参考解説図

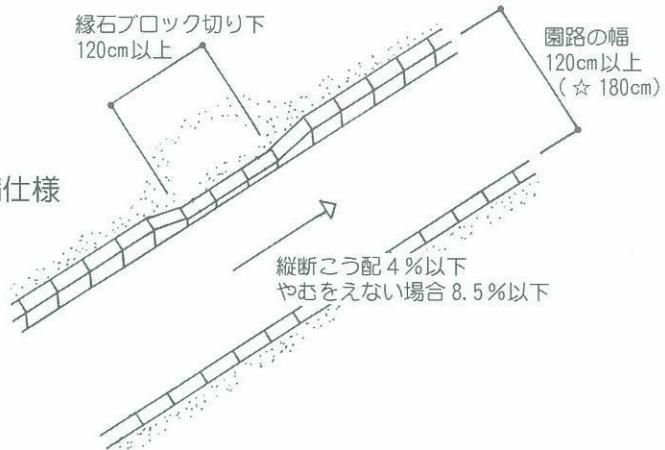
■階段の整備仕様



■斜路の整備仕様



■園路の整備仕様



4. 公園等

[3]便所

整備の基本的考え方

公園等に配置される便所については、建築物と同様に障害者や高齢者に配慮した施設とする。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

- ・不特定又は多数の者が利用する便所を2以上設ける場合においては、それぞれを建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。
- ・不特定又は多数の者が利用する便所の中には、おむつ替え等のための長いす等を配置すること。

○解説

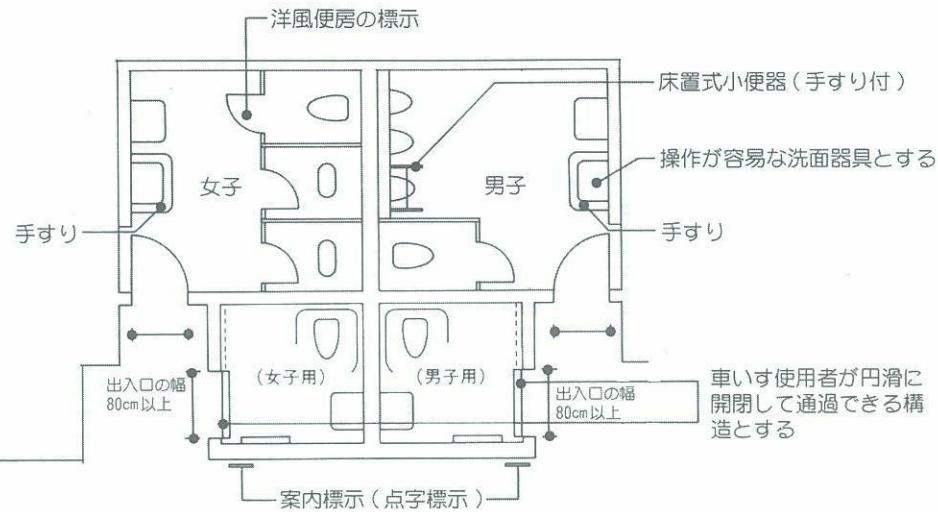
※建築物[5]便所の項 24 頁参照。

○配慮事項

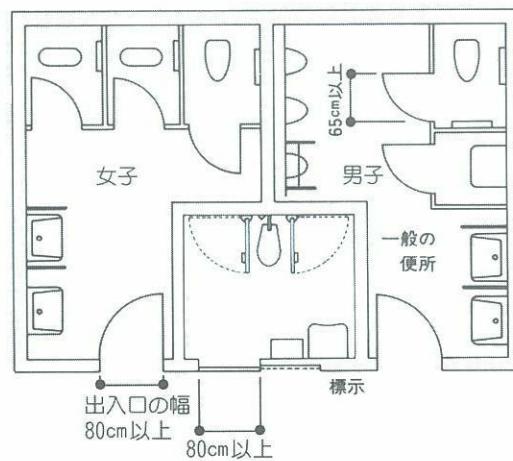
- ・建築物[5]便所の項 24 頁参照。

参考解説図

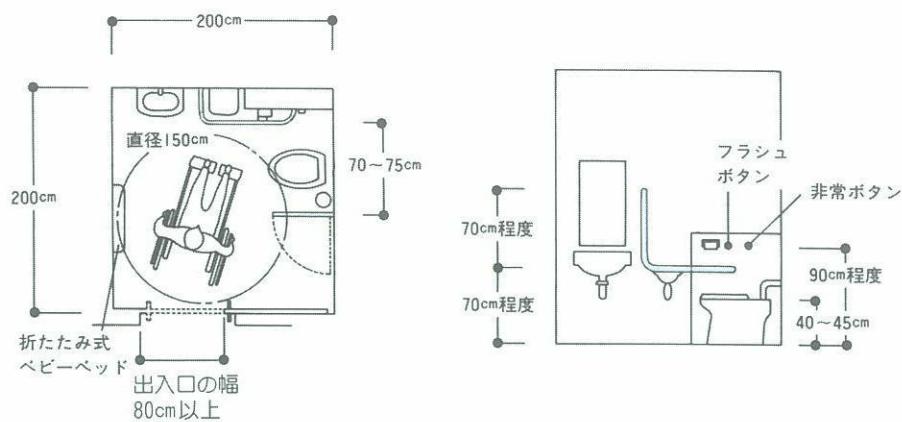
■ 車いす便房の男女別配置の例



■ 車いす便房の共同配置の例



■ 車いす使用者用便房の例



4. 公園等

[4]駐車場

整備の基本的考え方

公園等に附帯する駐車場については、建築物と同様に、障害を持つ人でも利用できるよう駐車スペースを確保し、園内に安全に移動できるよう整備を行う。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、建築物[6]駐車場の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

- ・車いす使用者用駐車施設は、駐車台数が200台未満の場合は、台数×1/50以上、200台以上の場合は、台数×1/100+2台以上設置すること。
- ・駐車場内の通路の幅は、180cm以上すること。

○解説

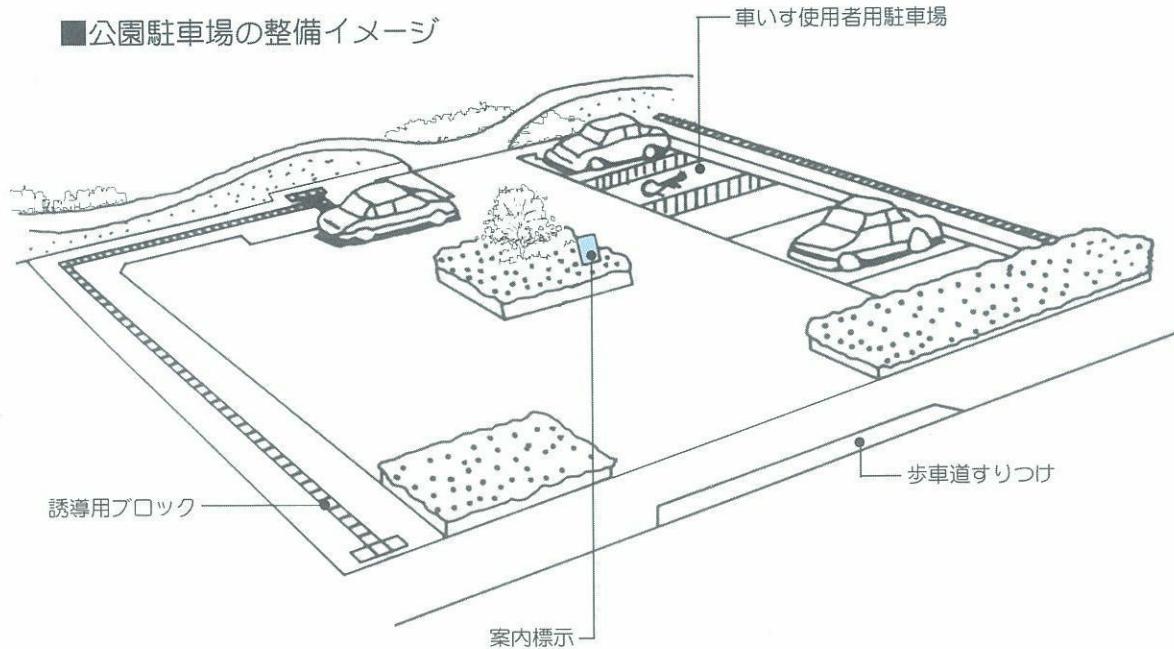
※建築物[6]駐車場の項 28 頁及び駐車施設 96 頁参照。

○配慮事項

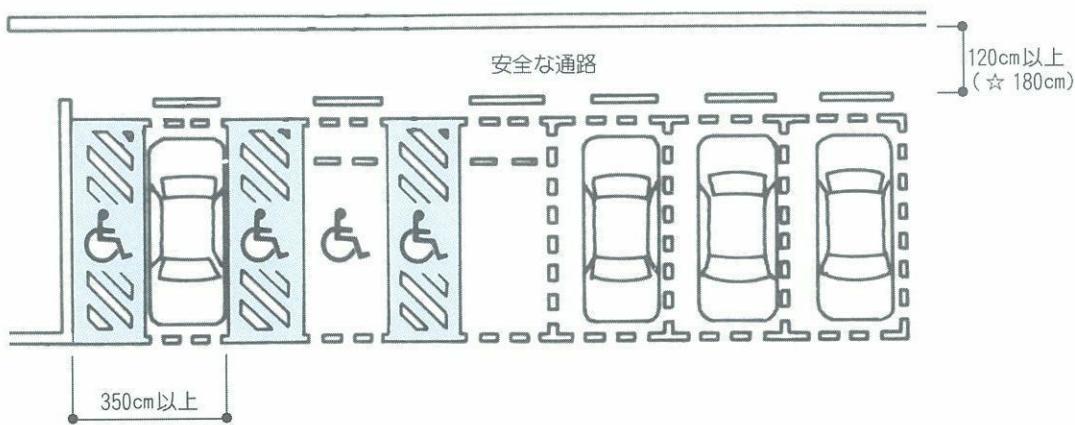
- ・建築物[6]駐車場の項 28 頁及び駐車施設 96 頁参照。

参考解説図

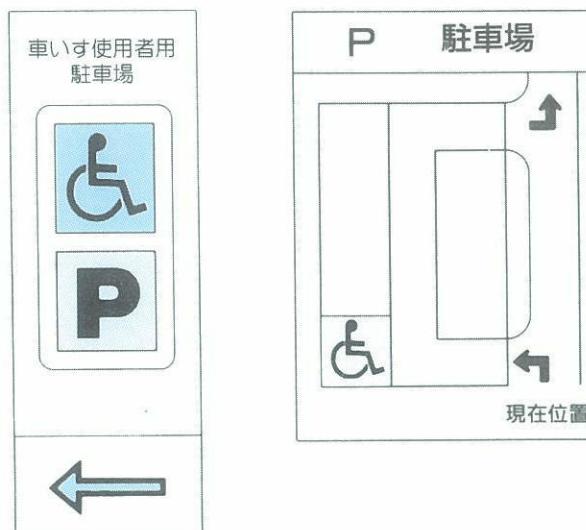
■公園駐車場の整備イメージ



■駐車場の整備仕様



■案内標示の例



4. 公園等

[5]案内標示等

整備の基本的考え方

公園等を訪れる車いす使用者や視覚障害者を含むすべての人が施設を気軽に利用できるよう、案内標示の充実を図る。

整備基準

案内標示等を設ける場合においては、建築物[18]案内標示等の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

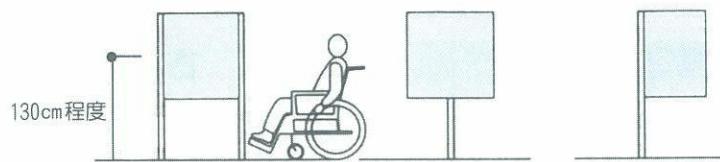
※建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照。

○配慮事項

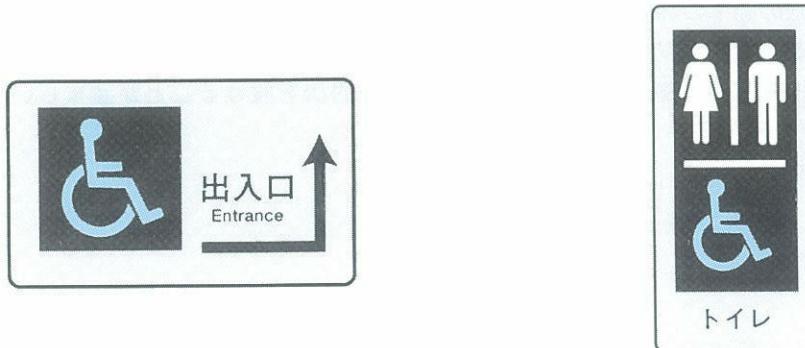
- ・出入口付近には、施設全体を示す案内版を、見やすく、かつ、通行の支障にならないように設置すること。また施設全体を示す触知図を設置することが望ましい。
- ・園内の要所に案内板を設けること。
- ・案内板は大きめの文字を用い、点字標示を設けることが望ましい。
- ・避難地となる公園にあっては、放送設備とともに電子標示板などの設備を設けることが望ましい。

参考解説図

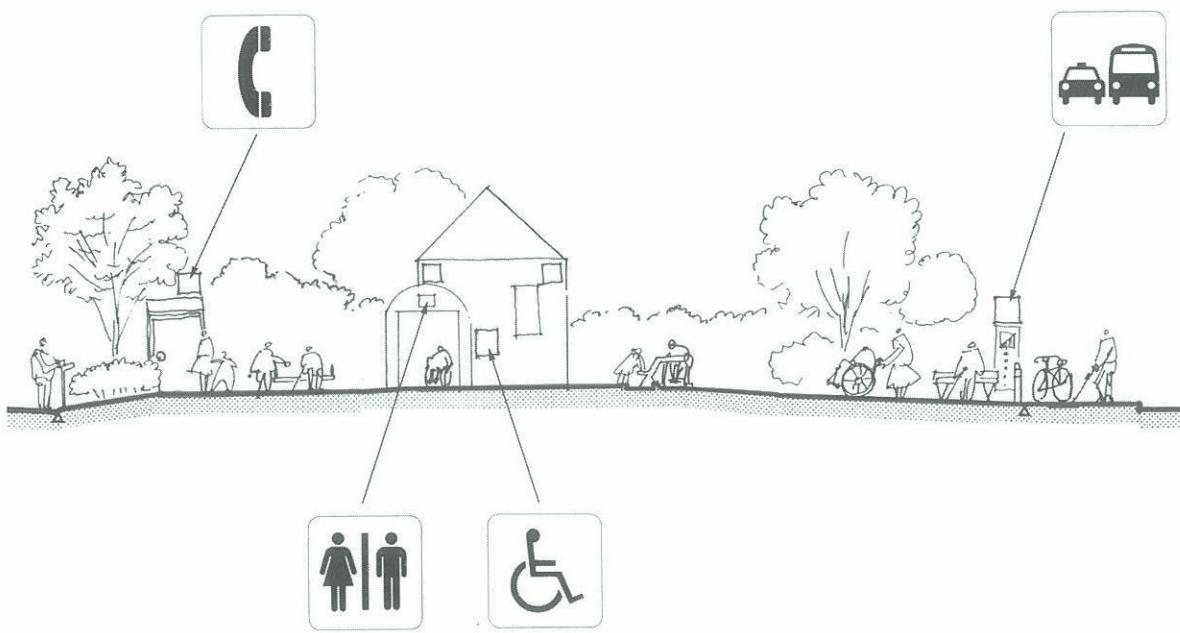
■車いすに対応した標示の高さ



■標示サインのデザイン例



■公園内のサイン標示のイメージ



4. 公園等

[6]ベンチ

整備の基本的考え方

公園等の休憩施設は特に障害者や高齢者にも利用しやすい構造とする。

整備基準

公園等を利用する者の休憩の用に供するためのベンチを適切な位置に設けること。

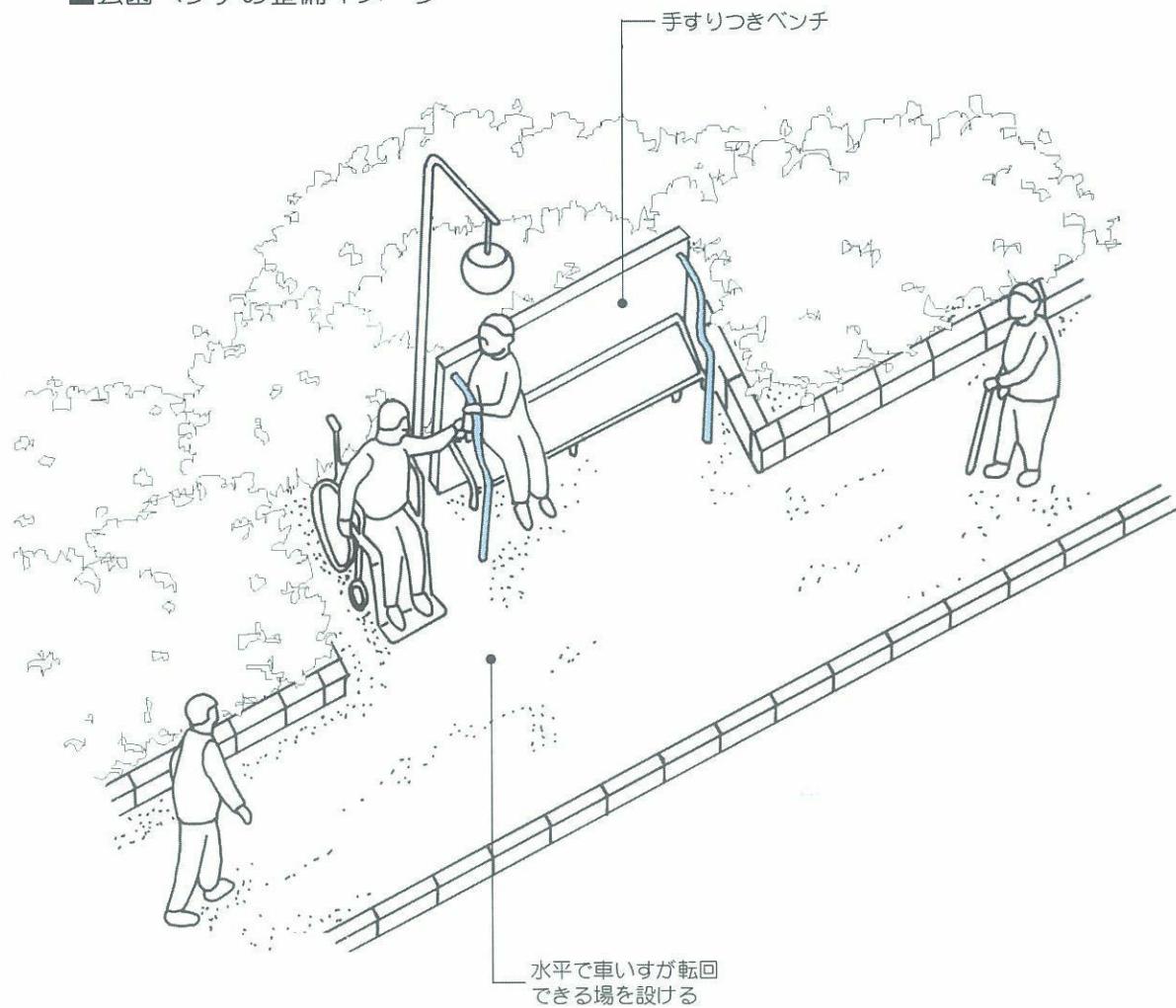
さらに望ましい基準

○配慮事項

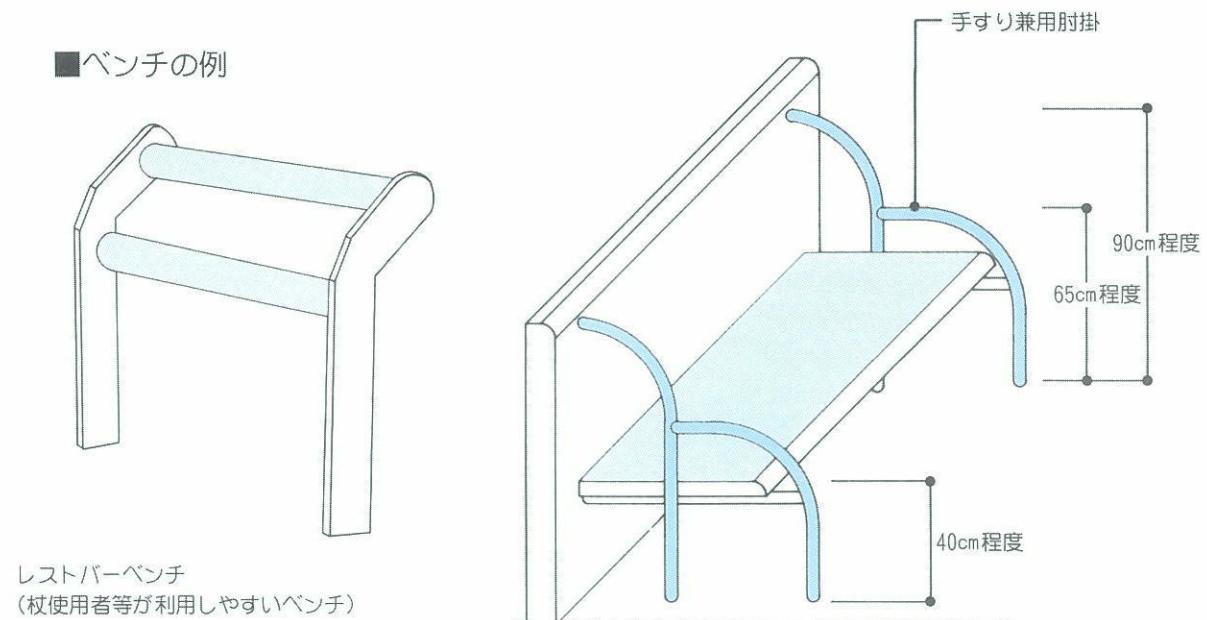
- ・一般用の腰掛け板の標準の高さは40～45cm程度とし、杖使用者用ベンチの高さは55cm程度で前傾しているものが望ましく、両方を設けること。
- ・ベンチの両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛を設けることが望ましい。

参考解説図

■公園ベンチの整備イメージ



■ベンチの例



4. 公園等

[7]附帯設備

整備の基本的考え方

公園等におけるその他の附帯設備においても、すべての人が利用できるよう、障害者や高齢者への配慮を十分に行って、施設の整備を行う。

整備基準

野外卓、水飲み器、自動販売機、公衆電話設備、券売機その他の設備を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

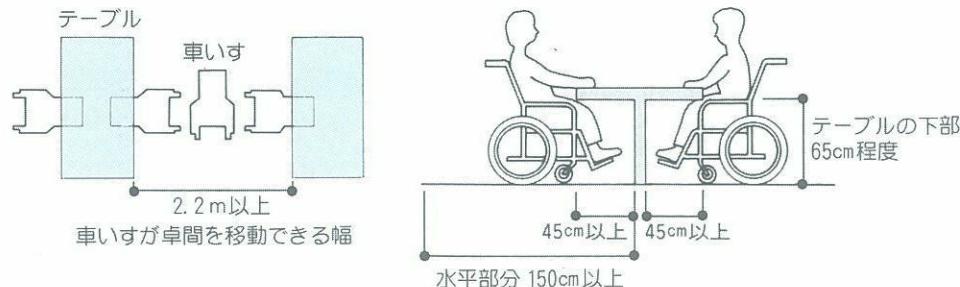
さらに望ましい基準

○配慮事項

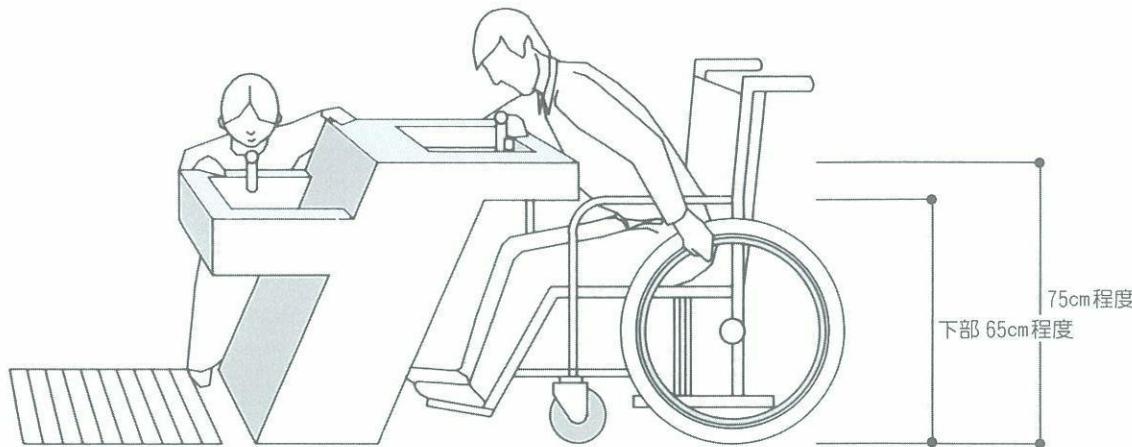
- ・野外卓
車いす使用者の利用に配慮し、野外卓の周辺は水平とし、卓間の間隔を十分に空ける。また、野外卓の下部に十分な空間を確保すること。
- ・水飲み器
車いす使用者や幼児が利用できる構造(参考解説図参照)の器具を設置すること。
- ・公衆電話
公園内に公衆電話を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者、難聴者対応型の電話を1以上設けることが望ましい。
- ・その他
公園内に設ける建築物や附帯設備は誰もが安全かつ快適に利用できるものとすること。

参考解説図

■野外卓の配置例



■水飲み器の整備仕様



■公衆電話の設置仕様

